

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第6区分

【発行日】平成22年10月21日(2010.10.21)

【公表番号】特表2010-502526(P2010-502526A)

【公表日】平成22年1月28日(2010.1.28)

【年通号数】公開・登録公報2010-004

【出願番号】特願2009-527204(P2009-527204)

【国際特許分類】

B 6 5 D 77/26 (2006.01)

A 4 1 H 33/00 (2006.01)

A 4 1 H 43/00 (2006.01)

【F I】

B 6 5 D 77/26 T

A 4 1 H 33/00

A 4 1 H 43/00

B 6 5 D 77/26 C

【手続補正書】

【提出日】平成22年9月6日(2010.9.6)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

衣類を折り畳むための衣類包装器具であって、

前記器具は、第一の部分と、

縦長の軸を持つ第二の部分と、を含み、

前記第二の部分は、下部領域と中央領域と上部領域とを有し、

前記第一の部分は、第一折り畳み線に沿って、前記第二の部分に対し折り畳み可能であり、

前記上部領域は、第二折り畳み線に沿って、前記中央領域に対し折り畳み可能であり、

前記下部領域は、第三折り畳み線に沿って、前記中央領域に対し折り畳み可能であり、

前記第一折り畳み線は、少なくとも部分的に中央領域の幅内にある、器具。

【請求項2】

スリットが、前記第一の部分と前記第二の部分を部分的に引き離し、前記スリットが、前記第二の部分の縦長の軸に対して平行であるか又は斜めである請求項1記載の器具。

【請求項3】

前記スリットが、中央領域の中心に向かって第三折り畳み線から伸びている請求項2記載の器具。

【請求項4】

前記器具は、ゴムを染み込ませた表面を有する請求項1記載の器具。

【請求項5】

前記材料は、発泡材料、ゴム、プラスチック、皮革、織物またはこれらの組み合わせである請求項1記載の器具。

【請求項6】

前記器具の端部は少なくとも部分的に丸いか又は先細りである請求項1記載の器具。

【請求項7】

前記端部は前記器具の表面に対して 30 度未満の角度で先細りである請求項 6 記載の器具。

【請求項 8】

前記折り畳み線に沿った表面は予備成形されたマークを有している請求項 1 記載の器具。

【請求項 9】

前記マークは前記折り畳み線を中心としている請求項 8 記載の器具。

【請求項 10】

前記器具の一方の側または両側にリブをさらに有している請求項 1 記載の器具。

【請求項 11】

前記リブの断面直径は少なくとも 10 mm である請求項 10 記載の器具。

【請求項 12】

前記リブは、丸いプロファイル、及び / 又は先細のプロファイルを有している請求項 10 記載の器具。

【請求項 13】

請求項 1 記載の衣類包装器具による、胴部と 2 つの袖部を有する衣類を包装する方法であって、

(a) 前記衣類を、2 つの袖部がお互いとそろえられた状態に置き；

(b) 前記第一の部分及び前記第二の部分が部分的に前記袖部を覆い、前記第一折り畳み線が前記袖部を覆い、そして、前記第二部分が前記胴部を覆うように、前記衣類の上に前記衣類包装器具を置き、

(c) 第一折り畳み線に沿って、前記第二の部分の前記中央領域の上に、前記袖部及び前記第一部分を折り畳み、

(d) 前記第二折り畳み線に沿って、前記第二の部分の前記中央領域の上に、前記第二の部分の前記上部領域を、それにより覆われた衣類の部分と共に折り畳み、

(e) 前記第三折り畳み線に沿って、前記第二の部分の前記中央領域の上に、前記第二の部分の前記下部領域を、それにより覆われた衣類の部分と共に折り畳む、工程を含む方法。

【請求項 14】

(f) 外側ケーシングを準備し、

(g) 前記工程 (e) の後に包装された前記衣類を、前記外側ケーシングに収納する、工程をさらに含む、請求項 13 記載の方法。